

第八期山口県栽培漁業基本計画

～資源管理と一体的な栽培漁業の推進～

令和5年(2023年)3月

山口県

目 次

水産動物の種苗の生産及び放流並びに水産動物の育成に関する 基本計画(山口県栽培漁業基本計画)の公表について	1
第1 基本計画策定の趣旨	2
第2 基本計画の性格	3
第3 基本計画の目標年度	3
第4 栽培漁業の現状と課題	4
1 総括的事項	4
2 個別事項	5
第5 栽培漁業の今後の推進方向	13
1 国の基本方針の概要	13
2 第八期基本計画の骨子	13
3 水産動物の種苗の生産及び放流並びに水産動物の育成に関する指針	14
4 種苗の生産及び放流又はその育成を推進することが適当な 水産動物の種類	17
5 水産動物の種類毎の種苗の放流数量の目標	18
6 水産動物の種苗の生産及び放流並びに水産動物の育成に係る技術の 開発に関する事項	19
7 水産動物の放流後の成育、分布及び採捕に係る調査に関する事項	22
8 放流効果実証事業に関する事項	23
9 特定水産動物育成事業に関する事項	24
10 その他水産動物の生産及び放流並びに育成に関し必要な事項	24

水産動物の種苗の生産及び放流並びに水産動物の育成に関する基本計画

(山口県栽培漁業基本計画)の公表について

沿岸漁場整備開発法(昭和49年法律第49号。以下「法」という。)第7条の2第1項の規定により、水産動物の種苗の生産及び放流並びに水産動物の育成に関する基本計画(山口県栽培漁業基本計画)を次のとおり定めたので、同条第7項の規定により公表する。

令和5年(2023年)3月

山口県知事 村岡 嗣 政

第1 基本計画策定の趣旨

本県は、昭和59年(1984年)に第一期の山口県栽培漁業基本計画(以下「基本計画」という。)を策定し、以来、今日に至るまで、表1のとおり、各時代の諸課題に対応するために基本計画を更新しつつ栽培漁業を推進してきた。

この間、栽培漁業の技術は着実に進み、本県の沿岸・沖合漁業の実態に応じた多様な魚介類の生産・放流が行われており、特に資源状況が悪化している魚種については、栽培漁業は不可欠の施策として本県漁業生産に寄与している。

しかしながら、地球温暖化に伴う海水温の上昇や、海域の栄養塩類の低下等の海洋環境変化、また、漁業者の減少・高齢化や、燃油価格・資材価格の上昇による生産コストの増大、新型コロナウイルスの感染拡大等の社会経済環境変化など、本県水産業は多くの困難な課題に直面している。

このため、県では令和5年(2023年)3月に「やまぐち農林水産業振興計画」を策定し、成長を支える多様な人材や中核経営体の確保・育成、県産水産物のさらなる需要拡大、需要の変化に対応した持続可能な生産供給体制の確立等により水産業の振興を図ることとしている。

一方、国では「水産政策の改革について」(平成30年(2018年)6月1日改訂「農林水産業・地域の活力創造プラン(別紙8)」)において、栽培漁業については、資源管理上効果のあるものを見極めた上で重点化することとされたことから、資源管理の一環としての栽培漁業の推進を基本的な指針とする「第8次水産動物の種苗の生産及び放流並びに水産動物の育成に関する基本方針(以下「基本方針」という。)」を令和4年(2022年)7月1日に策定、公表した。

こうした国の動きを受けて、本県の栽培漁業について、これまでの成果、残された課題、そして新たに発生している課題を整理し、今後の本県栽培漁業を計画的かつ効率的に推進するため、第八期基本計画を策定するものである。

表1 これまでの本県基本計画の概要

期	計画期間	主要課題	推進方向
第一期	S59~S62 ('84~'87)	基礎固めの時代	・地域栽培漁業推進協議会設立 ・栽培漁業推進基金の造成開始
第二期	S63~H5 ('88~'93)	栽培漁業の拡大を目指して	・種苗生産・放流の拡大 ・種苗生産に第三セクター方式の導入
第三期	H6~H11 ('94~'99)	栽培漁業の効率化、経済的推進	・漁業生産量の増大と漁家所得の向上 ・漁業者による実践活動の推進 ・中高級魚の大量放流と栽培漁業の拡大

期	計画期間	主要課題	推進方向
第四期	H12～H16 ('00～'04)	責任ある栽培漁業の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・環境保全に配慮した種苗生産と効率化 ・中間育成拠点の整備と効果的な推進 ・資源状態に応じた放流 ・対象魚種の重点化と経費負担の見直し
第五期	H17～H22 ('05～'10)	資源回復計画と連携した栽培漁業	<ul style="list-style-type: none"> ・新規魚種の積極的な技術開発 ・安価で健全な種苗の確保 ・拠点的な中間育成施設の整備
第六期	H23～H26 ('11～'14)	資源造成の推進と広域連携の強化	<ul style="list-style-type: none"> ・資源造成型栽培漁業の積極的な推進 ・県域を越えた広域連携の強化 ・社会経済や自然環境の変化に対応した栽培漁業の推進
第七期	H27～R3 ('15～'21)	「栽培漁業の原点回帰と着実な資源造成」を目指して	<ul style="list-style-type: none"> ・広域プランに基づく広域連携の着実な推進による資源造成 ・資源造成型栽培漁業の一層の推進と一定条件下での一代回収型栽培漁業の実践 ・中間育成を支えてきた漁業者から新規就業者等の次世代への栽培漁業の円滑な引継 ・県栽培漁業センターや地裁協間の連携による中間育成の分業化 ・幅広い県民運動の展開を通じた県民理解の醸成

第2 基本計画の性格

法第7条の2第1項の規定に基づいて、平成28年(2016年)3月に策定した第七期基本計画の見直しを行い、今後の栽培漁業の計画的かつ効率的な推進を目的に、その基本的な展開方向を定めるものである。

基本計画は、国が策定した第8次基本方針や他部門の振興計画と調和を図るものとする。

第3 基本計画の目標年度

本計画は、令和4年度(2022年度)を初年度とし、令和8年度(2026年度)を目標年度とする。

第4 栽培漁業の現状と課題

I 総合的事項

(1) 栽培漁業に参画する漁業者の減少、高齢化

栽培漁業は、限られた人員、施設、財源の中で効率的に事業展開していくことが求められているが、栽培漁業に参画する漁業者の減少や高齢化等により漁業者が行う中間育成の技術低下、規模の縮小や廃止が見られる。

また、新規漁業就業者等への栽培漁業に関する普及啓発や技術の引継ぎが円滑に行われず、漁業者の栽培漁業に対する意識低下や放流体制の弱体化が見られる。

栽培漁業は種苗の生産、放流、育成管理等により積極的に資源を増大させるとともに、資源の増加による漁獲の増加に直接つながり、沿岸資源の回復と漁業経営の安定の双方に直接的に寄与することができる重要な手段であるため、これら栽培漁業の原点を漁業者自身に理解してもらう取組を進めるとともに、県内の栽培漁業センター等の中間育成を行う施設間で中間育成の調整を行い、漁業者の需要に応じた種苗の供給を行う必要がある。

(2) 海洋環境・社会経済環境変化に対応した栽培漁業の実施

地球温暖化に伴う海水温の上昇や、海域の栄養塩類の低下等の海洋環境変化、また、燃油価格・資材価格の上昇による生産コストの増大等の社会経済環境変化に適応させながら栽培漁業を実施する必要がある。

(3) 種苗生産施設、中間育成施設の老朽化

種苗生産施設、中間育成施設等の栽培漁業関連施設の老朽化による破損や故障によって、生産業務に支障を来す事例が生じていることから、生産能力を維持させるために施設の計画的な更新、修繕が必要である。

また、放流に必要な種苗の数量を適切に確保するため、関係都道府県の種苗生産機関との連携、分業等を推進し、低コストで生産能力の高い共同種苗生産体制を検討する必要がある。

(4) 限られた財源の中での栽培漁業の展開

漁業者の放流経費負担能力の低下、公益社団法人山口県栽培漁業公社（以下「栽培公社」という。）の基金運用益の低下等により、種苗放流に必要な経費の確保が困難となりつつある。

このため、放流効果調査結果に基づく対象種の重点化の検討、対象魚種や放流目標数等の見直し、放流適地への集中放流、種苗生産・中間育成・放流の各過程における経費の低コスト化をなお一層進める必要がある。

(5) 種苗の疾病対策

放流種苗を安定的に生産するためには種苗生産から中間育成の期間中の防疫対策が不可欠である。しかしながら、クロアワビの筋萎縮症、クルマエビの PAV（急性ウイルス血症）、キジハタの VNN（ウイルス性神経壊死症）やヒラメのアクアレオウイルス感染症等の疾病問題は完全な克服には至っていないことから、引き続き、防疫対策の強化に努めていく必要がある。

(6) 対象海域に配慮した栽培漁業の推進

放流計画の策定、種苗の生産、放流に当たっては、生物多様性の保全、特に遺伝的多様性への配慮に努める必要があるほか、放流や放流後の保護・育成に当たっては、沿岸における漁業操業、公共事業の計画及びその実施、船舶の航行等についても十分配慮する必要がある。

(7) 栽培漁業に関する県民への理解促進

栽培漁業は、水産資源の回復・維持に貢献し、ひいては安心・安全な水産物の安定供給に寄与しているほか、海洋環境の保全、地域社会の形成・維持等の多面的な機能を有していることについて、県民の理解促進を図る必要がある。

栽培公社では、年間4,000人を超える社会見学を受け入れており、県民への理解促進に一定の成果を上げている。

また、漁業者と地域住民等が連携し、地域を挙げて取組む藻場・干潟の保全・再生活動、海岸清掃等の活動を通じて栽培漁業の重要性を広く周知していく必要がある。

加えて、種苗放流の効果検証にあたっては、遊漁による採捕を適切に見積もることが重要であることから、種苗放流の効果についての積極的な情報提供により、遊漁者や遊漁船業者等を含む幅広い関係者への栽培漁業に対する理解の醸成を図る必要がある。

2 個別事項

(1) 種苗の生産

① 現状

本県における種苗生産は、内海栽培漁業センター、外海栽培漁業センター、外海第二栽培漁業センター（以下「県栽培漁業センター」という。）を中心に行っているが、オニオコゼ、マコガレイ等の一部の魚種では、市町地区単位の栽培漁業センターが行っているものもある。

県栽培漁業センターは、平成18年度（2006年度）から指定管理制度を導入し、栽培公社が指定管理者となって運営している。近年の種苗の配布数は表2に示すとおり、概ね需要を満たす供給実績を確保しており、令和3年度（2021年度）では14種類の魚種計17,091千尾（個）を供給する全国有数の種苗生産県となっている。

② 課題

種苗生産の技術は概ね確立されているが、施設や設備の全体的な老朽化による機能低下や故障によって生産業務に支障を来す事例も発生している。

キジハタ等の一部魚種においては、施設能力の限界から、漁業者からの需要に対応できない事例も生じている。

また、ヒラメやトラフグ等の一部魚種については、施設の老朽化等により防疫体制が不十分であり、疾病リスクが高まっている。

漁業者からの需要に対応するため、生産効率の向上や疾病対策を講じるとともに、計画的かつ効率的な施設更新や修繕・機器整備を進めていく必要がある。

さらに、トラフグ、アカアマダイやクルマエビ等の一部魚種については、安定的な受精卵の確保に懸念が生じており、親魚・親エビの人工養成に関する技術開発と安定確保に係る体制整備も必要である。

表2 県栽培漁業センターの種苗供給実績*及び生産能力

(数量単位:千尾、千個)

魚種	年度	令和			令和4年度 需要量	種苗生産 能力
	サイズ	1	2	3		
マダイ	30	817	855	725	725	3,000
	50	53	33	35	25	(30mm)
カサゴ	30	192	208	209	210	600
	60	225	168	150	149	(30mm)
ヒラメ	30	814	807	686	629	1,300
	50	322	290	349	354	(30mm)
トラフグ	25	610	590	608	590	800
	70	87	102	105	97	(25mm)
キジハタ	35	82	82	81	100	100
	50	167	197	144	139	(50mm)
アカアマダイ	35	20	23	23	20	30
	70	44	71	73	53	(70mm)
マコガレイ	50	10	10	7	7	—
クルマエビ	13	5,470	5,770	4,378	3,190	20,000
	20	850	850	850	850	(13mm)
ガザミ	4	1,970	1,860	1,930	740	4,500
	10	658	658	698	1,178	(4mm)
アカガイ	1	1,620	1,435	1,365	1,000	3,500

魚種	年度	令和			令和4年度 需要量	種苗生産 能力
	サイズ	1	2	3		
アカウニ	10	45	45	10	10	—
	20	129	116	125	143	
アサリ	5			3,640	1,700	5,000 (5mm)
	15			45	925	
ミルクイ	2			210	27	300
あわび類	13	466	457	381	390	1,100 (13mm)
	30	245	228	264	218	

※ 養殖用、他県産(マコガレイ、アカウニ)種苗を含む数値

(2) 種苗の中間育成

① 現状

放流種苗の生残率を高めるためには、種苗の中間育成が不可欠であり、これまでに県内各地に中間育成施設が整備され、表3に示すとおり、ほとんどの魚種で中間育成された種苗が放流されている。

中間育成は、栽培対象種の放流後の回遊(移動)範囲に応じて、あわび類等の定着性種、ガザミ・クルマエビ等の小回遊性種は漁協・地域栽培漁業推進協議会(以下、「地裁協」という。)、トラフグ・ヒラメ等の広域回遊性種は栽培公社又は地裁協を、それぞれ実施主体として推進されてきた。

② 課題

近年、漁協や地裁協が実施する中間育成について、施設の維持管理や更新が困難となっている上、飼育を担当している漁業者の減少・高齢化も影響し、中間育成を縮小、又は断念する事例も出ている。

このため、栽培漁業に関する知識や技術が、漁業後継者や若手漁協職員等の次世代へ円滑に引き継がれていない事例も見受けられる。

一方、一部の市や公益法人化した地裁協では、専門技術職員による集中管理により成果を収めている事例もあるが、基金運用益の減少等により総じて厳しい経営を余儀なくされている。

今後も各地における漁協等による小規模な中間育成体制の縮小傾向は続くと考えられるが、漁業者からは直接放流用の大型種苗への需要増加が見込まれることから、その際は現存施設・組織の有効活用を図りながら、県や地域の栽培センター等が連携し効率的な中間育成体制を確保していく必要がある。

表3 魚種別中間育成状況(令和3年度(2021年度))

(数量単位:千尾、千個)

魚種	育成開始 サイズ	放流時 サイズ	中間育成 尾数 (A)	育成種苗 放流尾数 (B)	中間育成 歩留 (B/A)
マダイ	30mm	55mm	725	653	90.1%
カサゴ	30mm	60mm	160	121	75.6%
ヒラメ	30mm	60mm	684	609	89.0%
トラフグ	25mm	70mm	592	538	90.9%
キジハタ	35mm	65mm	377	322	85.4%
アカアマダイ	35mm	70mm	20	19	95.0%
クルマエビ	13mm、 20mm	50mm	5,750	3,667	63.8%
ガザミ	4mm	11mm	1,237	688	55.6%
アカガイ	1mm	30mm	900	184	20.4%
あわび類	13mm	30mm	426	249	58.5%
アカウニ	10mm	20mm	109	19	17.4%

(3) 種苗の放流

① 現状

従来、栽培漁業の実践主体として中心的な役割を担ってきた青壮年部員や漁協職員等が高齢化し世代交代が進む中で、栽培漁業に関する技術の引継ぎ等が円滑に行われず、近年では、種苗の取上げや輸送時の種苗の不適切な取扱い、適地以外への放流等、放流技術の劣化が憂慮される事例も散見されている。

② 課題

漁業者や漁協職員等が持つ栽培漁業に関する知識や技術の維持と承継のために、栽培公社や県水産研究センター(以下「水研センター」という。)職員、水産業普及指導員等が連携して、新たに得られた知見や技術も取り入れ、適切な放流技術を一層普及・指導していく必要がある。

また、栽培漁業を効率的に推進していくためには、適種、適地、適期、適した放流サイズの種苗放流の実施を検討する必要がある。

さらには漁業者自身の栽培漁業への理解促進を図るため、漁業士研修会や新規就業者に対する経営研修会、その他各種会議等を活用して栽培漁業の普及啓発を行う必要がある。

(4) 放流種苗の保護・育成

① 現状

これまでの資源管理は、漁業法・海洋生物資源の保存及び管理に関する法律（TAC法）・都道府県漁業調整規則等の公的規制、資源管理計画等に基づく自主的取組、資源管理・漁業経営安定対策（計画的に資源管理に取り組む漁業者を対象に漁業共済の仕組みを活用した資源管理・収入安定対策）等により行われてきた。

また、放流種苗の保護育成を図るため、幼稚魚保護礁の設置や藻場造成、干潟再生に取り組んできた。

さらに、水産政策の改革による改正漁業法や「新たな資源管理の推進に向けてのロードマップ」等に基づき、新たな資源管理システムの構築が取り組まれている。新たな資源管理では、漁獲可能量による管理を基本としつつ、小型魚保護等、その他の管理を合わせて行うこととされている。

② 課題

栽培漁業の効果を上げるために、資源管理の枠組みの中で、稚魚段階での漁獲の抑制や親魚の獲り残し等の漁獲管理との一体的かつ効率的な取組を行い、資源造成効果の高い栽培漁業を一層推進する必要がある。

その一方、漁場を限定した管理が可能なあわび類や保護網による管理が可能なアサリ等については、放流種苗を成長後にすべて漁獲する一代回収型栽培漁業の取組を進めることにより、漁業者の所得向上を図り、栽培漁業推進の意欲向上につなげていくことも重要である。

近年は、魚介類の産卵場や育成場として重要な藻場・干潟の減少や二枚貝を食害するナルトビエイ等の有害生物の増加など、漁場環境が悪化していることから、藻場・干潟の保全・再生、有害生物駆除による種苗の成育環境の保護や、種苗の生残率を向上させるための漁場整備を推進し、効果的な種苗放流を行っていく必要がある。

以上のような取組は、漁業者のみならず県民にも広く理解を求めていくことが重要であることから、資源管理に関する積極的な情報提供を行うとともに、体験学習や社会見学といった栽培漁業の学習の場の提供や漁業者と県民等が地域を挙げて取り組む藻場・干潟の保全・再生活動等を積極的に推進し、種苗放流、資源管理に対する理解の醸成及び資源の適切な管理と利用に係る県民との協力体制の構築を図る必要がある。

(5) 栽培漁業の効果把握

① これまでの成果

栽培漁業を持続的に実施していくためには、放流効果を科学的に把握し、その成果を事後の計画や普及活動に還元していくことが極めて重要である。

本県では水研センターを中心に放流効果調査を実施しており、第七期基本計画期

間中においては、トラフグ等の広域回遊性種について、公益社団法人全国豊かな海づくり推進協会（以下「海づくり協会」という。）、国立研究開発法人水産研究・教育機構（以下「機構」という。）及び近隣府県と連携した調査を実施し、表 4 のような知見を得ることができた。

表4 第七期における代表的な放流効果調査の概要

魚種	調査方法	放流効果や知見等
トラフグ	放流種苗及び漁獲魚の下関市地方卸売市場南風泊市場等での標識魚（右胸鰭切除・ALC 耳石標識、焼印等）混入率調査	放流種苗中、約3%（1.5～2 万尾）に ALC 耳石+右胸鰭切除の標識を装着。市場調査における右胸鰭切除標識魚混入率 1～2%/年（H27～R1） 天然幼稚魚の好適成育場である瀬戸内海に種苗を集中放流することで成長と生残率を高めている。成長後は日本海へ索餌回遊し、親魚として瀬戸内海（放流海域周辺）へ産卵回帰している。 R3（2021）年度日本海・東シナ海・瀬戸内海系群トラフグの資源状態は低位・減少傾向にある。 近年では系群全体の再生産成功率が著しく低下し、天然幼稚魚の発生が少なくなり、資源の維持には放流魚による底上げと資源管理が不可欠とされている。
ヒラメ	放流種苗及び漁獲魚の無眼側体色異常率調査	【瀬戸内海】標識率 44～98%（H27～R1）。市場調査における無眼側体色黒化魚の混入率 1～4%/年（H27～R1）と前期より増加。R3（2021）年度ヒラメ瀬戸内海系群の資源状態は高位・増加傾向にある。 【日本海】標識率7～73%（H29～R3）。市場調査における無眼側体色黒化魚の混入率は2.8～0.8%（H27～R3）と近年顕著な低下傾向にある。R2（2020）年度の日本海西部・東シナ海系群の資源水準は中位、動向は横ばいと判断されている。
マダイ	放流種苗及び漁獲魚の鼻孔隔皮欠損率調査	標識率 9～84%（H27～R1）。市場調査における鼻孔隔皮欠損魚の混入率 0.3～0.9%/年（H27～R1）と前期より低下。R3（2021）年度マダイ瀬戸内海中西部系群の資源状態は高位・増加傾向にある。

② 課題

種苗放流が資源の維持・増大につながっているか等を科学的に検証しながら、資源の持続的な利用のために効果が期待できる魚種に栽培対象種を重点化することが必要である。

また、種苗放流の効果検証を行うとともに、持続的な漁業生産を確保するため、海洋環境の変化による漁場変動や魚種変化が進行する中で、効果が期待できる魚種を適地に放流することを徹底しながら、積極的かつ重点的に種苗放流を進める必要がある。

さらに、トラフグ・ヒラメ等の広域回遊性種はもとより、キジハタ・アカアマダイ等の小回遊性種にあっても、県域を超えた広域的な栽培漁業を推進する必要がある。

放流効果把握にあたっては、水研センターが行う市場調査手法のデジタル化や、漁業者自らが実施可能な調査手法等を検討する必要がある。

加えて、種苗放流の効果の検証にあたっては、遊漁による採捕を適切に見積もることが重要であり、このため遊漁関係者と連携した採捕量の把握にも取り組む必要がある。

(6) 技術開発及びその普及

① これまでの成果

第七期基本計画期間においては、令和3年度(2021年度)から栽培公社が既存施設を利用してアサリ・ミルクイの種苗生産を事業化した。

シロアマダイは、平成29年度(2017年度)から水研センターが種苗生産の技術開発に着手し、令和元年度(2019年度)に全国で初めて種苗大量生産に成功するとともに、瀬戸内海側と日本海側で遺伝的に差がないことを明らかにした。

② 課題

既に種苗生産を事業化しているあわび類・クルマエビ・ヒラメ等の一部魚種について、種苗生産時に大量斃死を伴うウイルス性疾病の予防対策を水研センターや機構との連携の下に進めていく必要がある。

また、シロアマダイは、親魚の安定確保、種苗放流効果の把握、適切な放流手法の確立が課題として残されているため、水研センターによる技術開発を継続して行い、栽培公社への技術移転と種苗生産の事業化を目指す必要がある。

(7) 推進体制

① 栽培漁業推進の役割分担

栽培漁業を総合的に推進するため、第一期から第七期の基本計画において、栽培公社を本県の栽培漁業の推進母体として位置付けるとともに、表5のとおり、対象種を定着性種・小回遊性種・広域回遊性種に区分し、それぞれについて、主に種苗放流等を実施する者の役割分担について明確化してきた。

表5 対象種の区分と主たる実施主体

区 分	対 象 種	主たる実施主体
定着性種	あわび類、アカガイ、アカウニ、アサリ、ミルクイ	漁協
小回遊性種	カサゴ、キジハタ、アカアマダイ、オニオコゼ、マコガレイ、ガザミ、クルマエビ	漁協、地裁協
広域回遊性種	トラフグ、ヒラメ、マダイ	栽培公社、地裁協

② 海域栽培漁業推進協議会

全国6つの海域で、関係する都道府県・漁業関係団体・栽培漁業法人を構成員とする海域栽培漁業推進協議会が設立され、本県の関係機関も九州・瀬戸内海及び日本海中西部の3つの海域協議会に参画している。

海域栽培漁業推進協議会において、海域の特性を考慮し、資源造成の目標、種苗生産尾数、放流尾数、放流適地等を勘案した「効率的かつ効果的な種苗生産及び種苗放流に関する計画」（以下「広域プラン」という。）を策定し、関係都道府県が種苗生産や放流等の取組を進めている。

本県としても、この海域栽培漁業推進協議会の機能を積極的に活用しながら、栽培漁業の諸課題の解決に向けた検討を進めていく必要がある。

③ 栽培漁業推進基金

本県では、昭和59年度(1984年度)から平成5年度(1993年度)にかけて、漁民総参加運動を基調として10億円の「栽培漁業推進基金」が造成され、この運用益は栽培公社において栽培漁業推進関連事業の財源として活用されている。

しかし、近年は、低金利の影響を受けて運用益が減少していることから、効率的な運用に努めるとともに、必要に応じて栽培漁業推進関連事業の見直しを行う必要がある。

第5 栽培漁業の今後の推進方向

1 国の基本方針の概要

(1) 基本的な指針及び指標

- ① 資源評価結果を踏まえた漁獲管理との一体的かつ効率的な取組による、効果的な栽培漁業を推進
- ② 放流効果の検証に基づく対象種の重点化と種苗放流による資源造成から漁獲管理への移行の推進
- ③ 広域種について、広域プランに基づく種苗生産や放流等を実施し、受益に見合った費用負担の公平化を検討するとともに、地先種についても継続的な実施体制の確立に向けた取り組みを実施

(2) 技術の開発に関する事項

- ① 種苗生産技術の開発に対する要望が強い、新たな栽培漁業対象種の技術開発を推進するとともに、放流効果の定量的な評価及び調査の拡充や手法の高度化
- ② 栽培漁業を環境変化に適応させながら実施していくための必要な技術の開発
- ③ 栽培漁業の技術の維持と承継のため、計画的な人材確保と技術の承継に努めるとともに、既往技術の体系的なマニュアル化や研修等の実施

(3) その他

- ① 国・機構・海づくり協会・都道府県・都道府県栽培漁業法人・漁業者団体の連携の強化
- ② 基本方針の期間は、令和4年度から令和8年度まで

2 第八期基本計画の骨子

本県では、第七期基本計画期間において目標とした「栽培漁業の原点回帰と着実な資源造成」に向けた取組を着実に推進してきたが、「第4 栽培漁業の現状と課題」で整理したとおり、残された課題あるいは新たに発生した課題が存在している。

このことから、国の基本方針との調和を図りつつ、これら課題に的確に対応していくため、第八期基本計画においては、

～資源管理と一体的な栽培漁業の推進～

をサブタイトルとし、次の事項を重点的に推進する。

重点推進事項

1 資源管理に貢献する栽培漁業の推進

- 改正漁業法では、資源管理は漁獲可能量による管理を基本としつつ、その他の手法による管理を合わせて行うとされていることから、これに対応した資源造成効果の高い栽培漁業を推進
- 着実な資源造成につながるよう、栽培対象種の重点化を進めるとともに、中間育成・放流技術の改善・普及を推進
- 資源造成効果の検証となる放流効果把握に向け、水研センターが行う市場調査手法のデジタル化や、漁業者自らが実施可能な調査手法等を検討

2 海洋環境変化等に対応した栽培漁業の推進

- 海水温の上昇に伴う魚介類の分布・回遊域の変化に対応し、広域回遊性種はもとより、キジハタ・アカアマダイ等の小回遊性種にあっても、県域を越えた広域的な栽培漁業を推進
- 海洋環境変化に加え、消費動向や価格動向をも勘案し、漁業者が意欲をもって取り組むことができる対象種への絞り込みと新規対象種の探索、種苗放流手法の見直し等必要な技術開発を推進

3 持続可能な栽培漁業の実施体制確立

- 老朽化した種苗生産施設の抜本的な再編整備に向け、対象種の重点化・絞り込み等を勘案した施設の集約化・再配置等を検討
- 生産コスト増加に対応した効率的かつ効果的な種苗生産体制確立に向け、隣接県等との広域連携体制を強化・深化させるとともに、新たな広域連携の枠組みを検討
- 健全な大型種苗の安定確保に向け、地裁協の枠組みを超えた広域的かつ集約的な中間育成体制の構築を検討

4 栽培漁業に関する県民理解の醸成

- 栽培漁業は、水産資源の回復・維持に貢献し、ひいては安心・安全な水産物の安定供給に寄与しているほか、海洋環境の保全、地域社会の形成・維持等の多面的な機能を有していることから、積極的な情報提供を行うことにより、栽培漁業に対する県民理解の醸成を促進
- 種苗放流の効果検証にあたっては、遊漁による採捕を適切に見積もることが重要であることから、遊漁関係者との連携による栽培漁業対象種の採捕量の情報収集を強化

3 水産動物の種苗の生産及び放流並びに水産動物の育成に関する指針

(1) 種苗の生産

① 効率化

海洋環境への適応力を有する良質な種苗を大量かつ安価に安定生産することに努める。また、大量生産が可能となった水産動物にあっても、種苗の質的向上と、生産技術の平易化及び効率化による低コスト化に努める。

また、効率的に栽培漁業を行うため、海域栽培漁業推進協議会や他県栽培漁業法人との連携や分業等を推進し、低コストで生産能力の高い共同種苗生産体制の構築を検討する。

種苗放流効果の検証結果を踏まえ、対象種の見直しを検討する。対象種の見直しにあたっては、漁業者、種苗放流実施団体等の幅広い関係者の意見を聴くこととする。

② 疾病対策

疾病対策については、日々の飼育管理を徹底するほか、機構、関係都道府県の水産研究機関や栽培漁業法人等との情報交換による最新の技術等の導入に努める。

また、栽培公社や水研センター職員、水産業普及指導員等の技術指導を行う者の魚類防疫士の資格取得や技術的な情報交換を行う全国検討会等への出席を推進する。

一方で施設の老朽化や飼育水の不足から過密飼育を余儀なくされる状況や、使用海水や排水の殺菌処理能力の不足による疾病発生が懸念されるため、飼育池の適切な追加整備や飼育水の給排水殺菌能力の強化等を図る。

③ 施設の整備・維持管理

県栽培漁業センターの老朽化対策については、指定管理制度の下で、生産の効率性、疾病の防疫体制の観点から可能な限り効率的な維持管理に努めることを基本とする。

また、老朽化した種苗生産施設の抜本的な再編整備に向け、対象種の重点化・絞り込み等を勘案した施設の集約化・再配置等を検討する。

④ 親魚養成

一部の魚種については、親魚や受精卵の確保が難しくなり安定的な種苗生産に支障が生じているため、県栽培漁業センターの現存施設の有効活用等による親魚の人工養成を検討するとともに、県内漁協、他都道府県等の関係機関との連携を一層強化し、親魚等の入手経路を充実強化する。

(2) 種苗の中間育成

中間育成や計画的な施設補修については地裁協又は漁協自らが行うことを基本とする。飼育技術や防疫対策については、水産業普及指導員や栽培公社の職員による「栽培漁業のてびき」に基づく現地指導を強化し、技術の維持・向上に努める。

各地裁協の中間育成能力が落ちてきている中、限られた人員・施設・財源で効率的に種苗放流を継続していくために県栽培漁業センターや地裁協間の連携を強化し、魚種

に応じ地裁協の地区を越えた中間育成の集約化や分業化を検討する。

中間育成が困難な地裁協や漁協等に対しては、県栽培漁業センターにおいて直接放流が可能な大型種苗（県栽培漁業センターで対応可能な魚種に限る。）を生産し、配布する。

(3) 種苗の放流

放流に当たっては水産業普及指導員を始め、水研センターや栽培公社の職員等の連携により、「栽培漁業のてびき」も活用しながら、あらゆる機会を通じて、漁協職員や漁業者に対してきめ細やかな指導を行う。

着実な資源造成につながるよう、環境収容能力に配慮しつつ、適地への集中的な放流を徹底する。

あわせて、一代回収型栽培漁業の取組を進めるため、あわび類・ウニについては漁場を限定した資源管理、アサリについては被覆網による資源管理を実施し、漁場環境に応じた放流時期や最適な放流方法の検討を推進する。

県域を越えた連携を強化するため、広域プラン（九州・瀬戸内海海域：トラフグ、日本海海域：ヒラメ）に示された資源造成の目標・種苗生産尾数・放流尾数・放流適地を勘案し、放流事業に取り組む。また、広域回遊性種の種苗放流に係る受益に見合った費用負担の実現に向けた検討を行う。

加えて、キジハタ・アカアマダイ等の小回遊性種にあっても、県域を超えた広域的な種苗放流体制の確立に向け、隣接県等との連携を強化し、取組を進める。

生物多様性への配慮については、国及び機構が作成した「人工種苗放流に係る遺伝的多様性への影響リスクを低減するための技術的な指針」に基づき対応を進める。

なお、放流に当たっては、沿岸における漁業操業、公共事業の計画及びその実施あるいは船舶の航行等についても十分配慮することとする。

(4) 放流種苗の保護・育成

山口県漁業調整規則や海区漁業調整委員会指示等の公的規制による体長等の制限・禁漁期・禁漁区の採捕制限措置の遵守指導に努めるとともに、資源管理計画等に基づき漁業者が自主的に実施する資源管理との連携強化に努める。

放流種苗の成育環境の整備として、アラメ等の種苗投入による藻場造成、増え過ぎたうに類の除去や移植による適正密度管理、干潟の耕耘等による藻場・干潟の保全・再生活動等を展開する。

また、放流後の種苗の生存率を向上させるための漁場整備やアサリ等二枚貝を捕食するナルトビエイ等の食害を防ぐための被覆網管理等を積極的に普及し、効率的な保護・育成を図る。

放流された種苗の混獲防止や資源管理の徹底について、県民に広く情報提供を行うほか、必要に応じて漁業取締船による指導を行う。

(5) 幅広い県民運動の展開を通じた県民理解の醸成

栽培漁業は、水産資源の維持培養に貢献し、ひいては安心・安全な水産物の安定供給に寄与しているほか、海洋環境の保全、地域社会の形成・維持等の多面的な機能を有していることについて、県民の理解促進を図る。

特に、漁業者と地域住民等が連携し、地域を挙げて取り組む藻場・干潟の保全・再生活動、海岸清掃等の活動が県下各地で拡大展開されつつある中、こうした活動を通じて、栽培漁業の重要性を含めた水産業全般に関する理解を醸成する。

このため、関係機関のホームページ等を活用して積極的な情報発信を行うとともに、水研センターの「移動水研」や県栽培漁業センターへの見学・研修の受け入れ、体験放流等のPR活動を積極的に実施する。

さらには、これらの情報提供を通じて、栽培漁業に対する遊漁者或いは遊漁団体等の理解の醸成にも努めるとともに、遊漁関係者との連携により、栽培漁業対象種の採捕量の情報収集を強化する。

4 種苗の生産及び放流又はその育成を推進することが適当な水産動物の種類

(1) 対象種

海洋環境や社会経済の変化に対応した栽培漁業を推進するため、対象種は、種苗生産・放流に係る技術レベル、魚種ごとの環境適性、海洋環境の変化、漁業者の要望、漁獲後の市場の需要動向や流通販売までを総合的に検討し選定する。

第八期基本計画期間中の種苗の生産及び放流又はその育成を推進することが適当な水産動物の種類は表6のとおりとする。

表6 第八期基本計画の対象種

区分	魚種名
魚類	マダイ、カサゴ、ヒラメ、トラフグ、はた類(キジハタを含む。)、アカアマダイ、マコガレイ、シロアマダイ、 <u>メバル</u>
甲殻類	クルマエビ、ガザミ
貝类等	あわび類、アカガイ、アカウニ、バフンウニ、アサリ、ミルクイ、タイラギ、 <u>マナマコ</u>

注) 下線の魚種は第八期における新規対象種

(2) 新規対象種の選定理由

第八期基本計画における新規対象種の選定理由は表7のとおりである

表7 新規対象種の選定理由

魚種	選定理由
メバル	・種苗放流に対する漁業者の要望が高い ・カサゴの種苗生産技術の応用が可能
マナマコ	・種苗放流に対する漁業者の要望が高い ・本県の重要資源の一つであるが、近年は漁獲量が減少

5 水産動物の種類毎の種苗の放流数量の目標

種苗の需要動向、漁業者アンケートの結果等から総合的に勘案し、令和8年度(2026年度)における水産動物の種類別放流目標数は表8のとおりとする。

表8 令和8年度(2026年度)における放流数の目標

(数量単位:千尾、千個)

魚種		放流の目標			令和3年度の放流数
		サイズ	数量		
			第七期	第八期	
魚類	マダイ	全長 50mm	600	600	759
	カサゴ	全長 50mm	250	250	290
	ヒラメ	全長 50mm	900	900	976
	トラフグ	全長 70mm	550	550	667
	キジハタ	全長 50mm	150	150	523
	アカアマダイ	全長 70mm	50	90	93
	シロアマダイ	全長 70mm	—	30	—
甲殻類	クルマエビ	全長 30mm～	10,000	10,000	3,707
	ガザミ	甲幅 11mm	2,000	2,000	1,810
貝類等	アカガイ	殻長 30mm	400	400	228
	アサリ	殻長 10mm～	3,000	3,000	45
	ミルクイ	殻長 20mm	60	60	—
	あわび類	殻長 30mm	900	900	462

注) 放流数の目標は、栽培公社において種苗生産が事業化(見込みを含む)されている魚種について設定

6 水産動物の種苗の生産及び放流並びに水産動物の育成に係る技術の開発に関する事項

(1) 種苗生産の技術水準の目標

第八期基本計画期間中に到達すべき種苗生産の技術水準（飼育水槽の単位容量もしくは底面積あたりの生産尾数）は表9のとおりとする。

表9 対象種ごとの技術水準目標

魚種	現 状			目標（令和8年度）		
	種苗サイズ (mm)	単位当たり 生産数量* (尾/m ³)	種苗生産 回数 (回/年)	種苗サイズ (mm)	単位当たり 生産数量* (尾/m ³)	種苗生産 回数 (回/年)
マダイ	全長30mm	3,000	1	全長30mm	3,000	1
カサゴ	全長30mm	1,600	1	全長30mm	1,600	1
ヒラメ	全長30mm	3,000	2	全長30mm	3,300	2
トラフグ	全長25mm	1,500	2	全長25mm	1,800	2
キジハタ	全長25mm	1,000	1	全長25mm	1,500	1
アカアマダイ	全長30mm	1,500	1	全長30mm	1,800	1
シロアマダイ	全長30mm	1,000	1	全長30mm	1,000	1
クルマエビ	全長13mm	15,000	2	全長13mm	15,000	2
ガザミ	甲幅4mm	5,000	1	甲幅4mm	5,000	1
アカガイ	殻長1mm	300,000	1	殻長1mm	300,000	1
アサリ	殻長2mm	100,000	1	殻長2mm	100,000	1
ミルクイ	殻長2mm	50,000	2	殻長2mm	50,000	2
あわび類	殻長13mm	3,400	1	殻長13mm	3,740	1

注) 技術水準目標は、栽培公社において種苗生産が事業化（見込みを含む）されている魚種について設定

注) ガザミ、アカガイ、アサリ、ミルクイ、あわび類については、尾（個）/m²

(2) 解決すべき技術開発上の問題点

対象種別の技術開発上の問題点と解決方法は表10のとおりである。

表10 対象種別の問題点と解決方法

魚種	問題点	解決方法
マダイ	特になし	—————
カサゴ	生産が不安定	飼育技術の改善
	滑走細菌症ほか、疾病対策	防除対策の改善

魚種	問題点	解決方法
ヒラメ	体色異常の発生	原因解明と対策の確立
	アクアレオウイルス感染症ほか、疾病対策	防除対策の改善
トラフグ	寄生虫等の疾病の発生	防除対策の改善
	親魚養成体制	閉鎖循環システムの導入等
はた類(キジハタを含む)	生産能力(施設能力)を超える需要	35mm 種苗の導入が可能な中間育成施設との連携
	VNN ほか、疾病対策	飼育技術の改善、機器の整備等
	放流後の資源添加効率のさらなる向上	放流技術の改善
	新規対象種(キジハタ以外)	基礎的知見収集に係る調査研究
アカアマダイ	親魚の安定的確保が困難	アマダイ漁業者との連携による親魚確保体制の確立
	VNN ほか、疾病対策	飼育技術の改善、機器の整備等
マコガレイ	放流効果に係る知見の不足	放流効果調査の継続
シロアマダイ	親魚(受精卵)の安定確保が困難	親魚養成・種苗生産技術の確立
メバル	新規対象種	基礎的知見収集に係る調査研究
クルマエビ	親エビの安定的確保が困難	親エビ養成技術の確立
	PAV ほか疾病対策	防除対策の改善
	放流効果の低下	原因解明と放流技術の改善
ガザミ	原因不明の大量斃死(梅雨時期)	原因追及と対策の確立
あわび類	筋萎縮症ほか疾病対策	防除対策の改善
	大型種苗の早期配布要望の対応	飼育技術の改善
アカガイ	生物餌料(珪藻)の確保が困難	大量培養体制の構築
アカウニ	中間育成時のトゲ抜け症	飼育技術の改善
バフンウニ	種苗生産技術が未確立	種苗生産技術の改善
アサリ	中間育成技術の向上	飼育技術の改善
ミルクイ	放流技術が未確立	放流技術の改善
タイラギ	種苗生産技術が未確立	種苗生産技術の改善
マナマコ	種苗生産技術が未確立	種苗生産技術の改善
共通事項	生産手法の改善	飼育技術の高度化 省人・省力化機器の導入
	餌料培養(ワムシ)の安定化	培養技術の高度化

(3) 技術水準の到達すべき段階

対象種別の技術開発水準の到達すべき段階は表11のとおりとし、その達成に努める。

表11 対象種別の技術開発水準

水産動物の種類	令和3年度における 平均的技術開発段階	令和8年度における 平均的技術開発段階
マダイ	E	F
カサゴ	E	E
ヒラメ	E	F
トラフグ	E	E
キジハタ	D	D
アカアマダイ	C	D
マコガレイ	C	D
シロアマダイ	B	C
メバル	A	B
クルマエビ	E	E
ガザミ	E	E
あわび類	E	F
アカガイ	E	E
アカウニ	C	D
バフンウニ	A	B
アサリ	C	D
ミルクイ	C	D
タイラギ	A	B
マナマコ	B	C

注) 上記の表は、技術開発段階を次のとおり区分したものである。

- A: 新技術開発期: 種苗生産の基礎技術開発を行う。
- B: 量産技術開発期: 種苗生産の可能な種について、種苗の量産技術の開発を行う。
- C: 放流技術開発期: 種苗の量産技術の改良を行うとともに、放流による効果を得る上で、最も適した時期、場所、サイズ、手法の検討を行う。
- D: 事業化検討期: 対象種の資源量、加入量を把握し、資源に応じた放流数量を検討するとともに、受益の範囲と程度を把握する。
- E: 事業化実証期: 種苗の生産・放流体制を整備した上で、放流による効果を実証し、経費の低減を図るとともに、効果に応じた経費の負担配分を検討する。
- F: 事業実施期: 持続的な栽培漁業が成立する。

(4) 環境変化等に対応した栽培漁業の推進

海水温の上昇に伴う魚介類の分布・回遊域の変化に対応し、広域回遊性種はもとより、キジハタ・アカアマダイ等の小回遊性種にあっても、県域を越えた広域的な栽培漁業を推進する。

海洋環境変化に加え、消費動向や価格動向をも勘案し、漁業者が意欲をもって取り組むことができる対象種への絞り込みと新規対象種の探索、種苗放流手法の見直し等必要な技術開発を推進する。

(5) 技術の維持と承継

栽培漁業を担う技術者、漁業者等が減少・高齢化する一方で、世代交代が停滞していることから、計画的な人材確保と栽培漁業技術の承継が必要であり、既往技術の体系的なマニュアル化や技術研修等の取組を進める。

(6) 遺伝子組換え生物等の取扱い

外来遺伝子の導入による品種の開発及び種苗放流については、遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律（平成15年法律第97号。以下「カルタヘナ法」という。）等に基づいて適正に実施する。また、ゲノム編集技術の利用により得られた生物であってカルタヘナ法に規定された遺伝子組換え生物等に該当しない生物及び胚の操作により開発された品種等であって遺伝子組換え技術及びゲノム編集技術を利用していないものについては、後世代の資源増大への寄与が明確でないことから、種苗放流は行わない。

(7) 外来生物の導入

栽培漁業への外来生物の導入については、生態系に及ぼす影響が明確でないことから、行わない。

7 水産動物の放流後の成育、分布及び採捕に係る調査に関する事項

県及び栽培公社は、必要に応じて、市場調査や標本購入等を通じて放流種苗の成育・分布及び採捕の状況等を調査し、効果の把握に努めることとし、調査精度を高めるため、漁業者・漁協・市場・遊漁者等に協力を求める。

また、水研センターが行う市場調査について、デジタル化の導入をすすめるとともに、漁業者自らが実施可能な調査手法等を検討する。

これらの調査結果については、栽培漁業に関する研修会や関係機関のホームページへの掲載等を通じて、関係漁業者等に積極的に還元するとともに、各地区における放流計画に反映させるよう指導を強化する。

放流実施者は、標識魚等の放流魚が採捕された際の関係機関への連絡体制づくりの推進や放流効果調査を実施する者の調査等に協力し、自らが放流した魚種の放流効果の把握に努める。

栽培対象種のうち、特に県の範囲を越えて広域回遊する魚種については、機構等、関係機関と連携してモニタリングを行うこととし、その結果については海域栽培漁業推進協議会を通じて関係機関と共有し、資源評価に反映させる。

なお、放流効果の検証に当たっては、漁業者、種苗放流実施団体等の幅広い関係者の意見を聴くこととする。

8 放流効果実証事業に関する事項

本事業は法第7条の2第4項に基づくもので、事業実施主体が国、県及び地裁協と連携し、種苗の放流・育成及び合理的な漁場の管理を行うことにより、当該放流に係る水産動物の増殖による漁業生産の増大に係る経済効果を実証するとともに、その成果を漁協等に対し普及する事業をいう。なお、第八期基本計画における内容は次のとおりとする。

(1) 事業実施主体

法第15条第1項の指定を受けた法人（以下「指定法人」とする。）とする。なお、本県では昭和59年から栽培公社が指定法人の指定を受けている。

(2) 推進会議

事業実施地域内の市町、地裁協を構成員として、この事業に係る推進会議を組織する。

(3) 事業の実施地域

実施地域は、①当該地域の自然的・社会的条件、②対象となる水産動物に対する依存度、③地域の推進体制整備状況、等を総合的に勘案し選定する。

(4) 事業実施期間

概ね5年とする。

(5) 経費負担

- ① 県は、本事業の実施において必要となる経費を予算の範囲内で助成する。
- ② 市町及び漁協等は、事業費の一部につき、予算の範囲内で助成又は負担する。
- ③ 栽培公社は、本事業の実施に当たって栽培漁業推進基金の運用益を活用するほか、本事業の対象種を採捕する者から協力金を徴収することができる。

(6) 事業の内容

対象種や放流尾数等については、表12のとおりとする。

表12 放流効果実証事業の内容

区 分	事業に関する指標			
	対象種	トラフグ	ヒラメ	アカアマダイ
放流尾数	210千尾以上	560千尾以上	10千尾以上	
中間育成	状況に応じ、地裁協の協力を得て行う			
放流サイズ	全長70mm程度	全長50mm程度	全長70mm程度	
放流場所	地裁協と協議して選定した適地			
水産動物の成育のために採捕者に協力を要請する事項	放流後の種苗の保護、小型魚再放流の励行等			
経済効果の把握に関する事項	種苗の一部に標識を施し、事業実施主体が県・漁協・市町等の協力を得て市場調査等を実施し、放流効果の実証に努める			
成果の普及に関する事項	事業実施主体は、毎年、調査結果をとりまとめ、県及び推進会議に報告するとともに、ホームページへの掲載等を通じて漁業者関係者や県民への普及啓発を図る			

9 特定水産動物育成事業に関する事項

栽培対象種のうち、放流効果実証事業等によって経済効果が明らかになった魚種で、漁協等が法第8条の規定に基づく特定水産物育成事業を活用することが可能であると認められる場合にあっては、その円滑な導入に向けて検討する。

10 その他水産動物の生産及び放流並びに育成に関し必要な事項

(1) 栽培漁業推進の役割分担

本県栽培漁業の推進のための各団体の役割分担は表13のとおりとする。

表13 山口県における栽培漁業推進のための役割分担

団体等	役割分担
県	<ul style="list-style-type: none"> ○基本計画の策定及び栽培漁業に関する総合的な企画・調整、指導・援助並びに普及啓発 ○水産動物の種苗生産に係る円滑な需給調整 ○県栽培漁業センターの整備・拡充 ○国等の関係機関と連携した栽培漁業に関する技術開発 ○海域栽培漁業推進協議会への参画と広域連携の強化
市 町	<ul style="list-style-type: none"> ○地裁協の会員として地域の栽培漁業の積極的な推進 ○県・栽培公社と連携した地域の栽培漁業の推進

団体等	役割分担
漁協系統団体	○栽培公社の会員として栽培漁業の推進に必要な指導・助言
栽培公社	<ul style="list-style-type: none"> ○県内の栽培漁業推進の中核的機関として栽培漁業の推進に必要な諸取組の推進 ○県から指定を受けた指定管理者としての県栽培漁業センターの管理（種苗生産及び配布、栽培漁業に係る研究、施設の維持管理） ○地裁協等に対する指導・助言 ○広域回遊性種を中心とした放流効果実証事業等、栽培漁業推進に係る諸事業の実施 ○栽培漁業に関する積極的な情報発信・普及啓発 ○栽培漁業推進基金の適切かつ効率的な運用 ○海域栽培漁業推進協議会への参画と広域連携の強化
山口県栽培漁業推進協議会	<ul style="list-style-type: none"> ○基本計画の策定及び変更並びに実施計画の策定に係る協議検討 ○その他県内の栽培漁業の推進に必要な協議検討
地裁協	<ul style="list-style-type: none"> ○種苗の安定確保と小回遊性種を中心とした種苗の中間育成及び放流事業の積極的な推進 ○中間育成施設の管理運営 ○放流種苗の保護育成に必要な漁場管理 ○指定法人と連携した放流効果実証事業を始めとする栽培漁業推進関連事業の実施 ○栽培漁業に精通した漁業者育成と地域における栽培漁業に係る普及啓発
漁協	<ul style="list-style-type: none"> ○地裁協の会員として地域の栽培漁業の積極的な推進 ○地域内の栽培漁業の実践主体として、定着性種及び小回遊性種を中心とした種苗の中間育成・放流と漁場管理 ○資源管理に関する組合員への指導 ○青壮年部員等に対する栽培漁業に係る啓発普及 ○海域栽培漁業推進協議会への参画と広域連携の強化

(2) 関係団体との連携強化等

栽培漁業の推進に当たっては、(1)の関係団体に加え、国・関係都道府県・関係都道府県栽培漁業法人・機構・海づくり協会・公益社団法人日本水産資源保護協会等との相互の連携を密にし、取組を進める。

また、生産コスト増加に対応した効率的かつ効果的な種苗生産体制確立に向け、隣接県等との広域連携体制を強化・深化させるとともに、新たな広域連携の枠組みを検討する。

(3) 水産業普及指導員の指導力の強化

水研センターや栽培公社の職員と連携した栽培漁業の現場指導に当たり、各浜に密着した活動を行っている水産業普及指導員の果たす役割は大きいことから、水産業普及指導員の栽培漁業に関する情報力(知識力)や指導力の強化に努める。